

みさわキッズシッター利用支援事業実施要綱

(令和7年9月30日)

(目的)

第1条 日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育を必要とする保護者がキッズシッターを利用する際の利用料の一部を補助することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、キッズシッターを安心して利用できる環境を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 本事業におけるキッズシッターとは、青森県が実施する「あおもりキッズシッター利用支援事業」に参画する事業者であつて、青森県の認証を受けた事業者（以下「あおもりキッズシッター利用支援事業認証事業者」という。）に所属するキッズシッターを指す。

(対象者)

第3条 本事業の補助対象となる者は、キッズシッターを利用した日に、児童とともに市内に居住し、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的にキッズシッターによる保育を必要とし、又はキッズシッターを活用した共同保育を必要とする者とする。

(利用対象児童)

第4条 本事業の利用対象となる児童は、三沢市内に居住している小学校1年生から6年生までの児童とする。

(利用上限時間)

第5条 本事業を利用する児童の利用可能時間は、児童一人当たり年120時間を上限とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービスの提供対価（税込）のみとし、次に掲げる経費は、交付の対象外とする。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 交通費
- (3) キャンセル料

- (4) 保険料
- (5) おむつ代等の実費
- (6) クーポン・ポイント利用（現金で購入されたポイント等により支払いした料金）
- (7) その他保育サービスの提供に付随する料金
（補助金の額）

第7条 補助金の額は、次の第1号から第4号までを合算した額とする。

- (1) 児童一人1時間当たり400円を超えた額（ただし、児童一人1時間当たり2,500円を超えた額は自己負担）
- (2) 事業者から夜間・休日利用として加算請求があった場合の児童一人1時間当たり500円を上限とした額
- (3) 事業者から病時利用として加算請求があった場合の児童一人1時間当たり300円を上限とした額
- (4) 住民税非課税世帯の第1号の場合における児童一人1時間当たり400円
（対象事業者）

第8条 補助金の交付の対象となる事業者は、あおもりキッズシッター利用支援事業認証事業者のうち、三沢市に所在する事業者とする。

（利用方法）

第9条 キッズシッターの利用にあたっては、利用者が事業者と直接利用契約を結ぶものとする。

（利用料金の支払い）

第10条 利用者が事業者から請求された利用料金は、直接事業者へ支払うものとする。

（補助金の申請及び請求）

第11条 補助金の申請及び請求は、様式第1号により行うものとし、以下の書類を添付し、市へ提出するものとする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書（事業者発行）
- (2) 利用明細書（事業者発行）
- (3) 利用内訳表（事業者発行）

(4) 保護者及び児童の居住地の証明書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 様式第1号の申請者の氏名、振込口座名義及び領収書等の氏名は同一とする。

(交付決定の通知及び交付の方法)

第12条 補助金の交付の決定の通知は、様式第2号により行うものとし、補助金の交付方法は、指定の口座に振り込むものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。なお、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(その他)

第14条 事業を利用するに当たり、こども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」(こども家庭庁ホームページ)を確認すること。

2 市は、直接利用に関与しないため、キッズシッターの利用を保証するものではないこと。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。